

パパ・ママの ワークライフバランス

～育児休業・休暇制度など～

・**育児休業**

・**休暇制度**

・**医員の育児支援制度**

育児休業

【産前休暇】 出産予定日前6週間

【産後休暇】 出産後8週間

※有給の休暇です。

※職種・任期に関係なく、全員が取得
できます。

	育児休業	出生時育児休業
申請可能期間	子の3歳の誕生日の前日まで	子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで
取得可能期間		4週間まで (土日祝日を含む)
【任期のある職員】 申請可能期間	子の1歳の誕生日の前日まで	子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで
【任期のある職員】 取得可能期間		4週間まで (土日祝日を含む)
【任期のある職員】 申請資格	子が1歳6か月に達するまでに雇用が継続(更新)されていること	子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日まで雇用が継続(更新)されていること

出生時育児休業

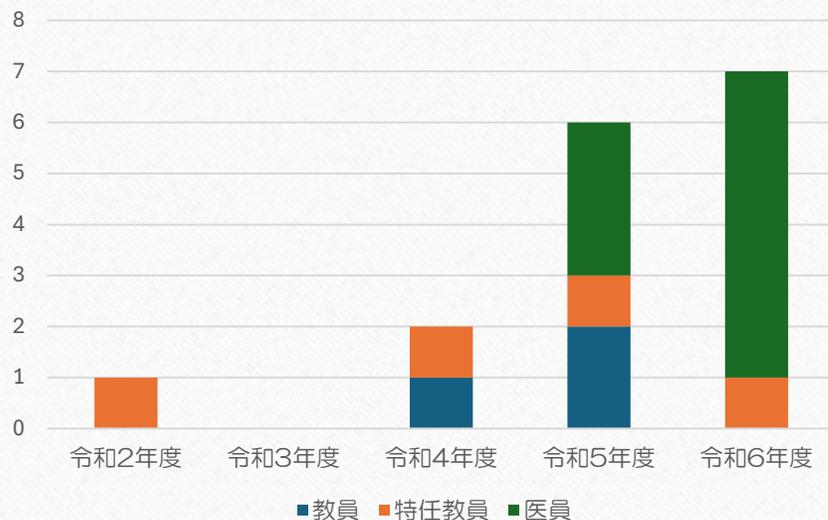
令和4年10月1日から導入

出生時育児休業（産後パパ育休）のイメージ

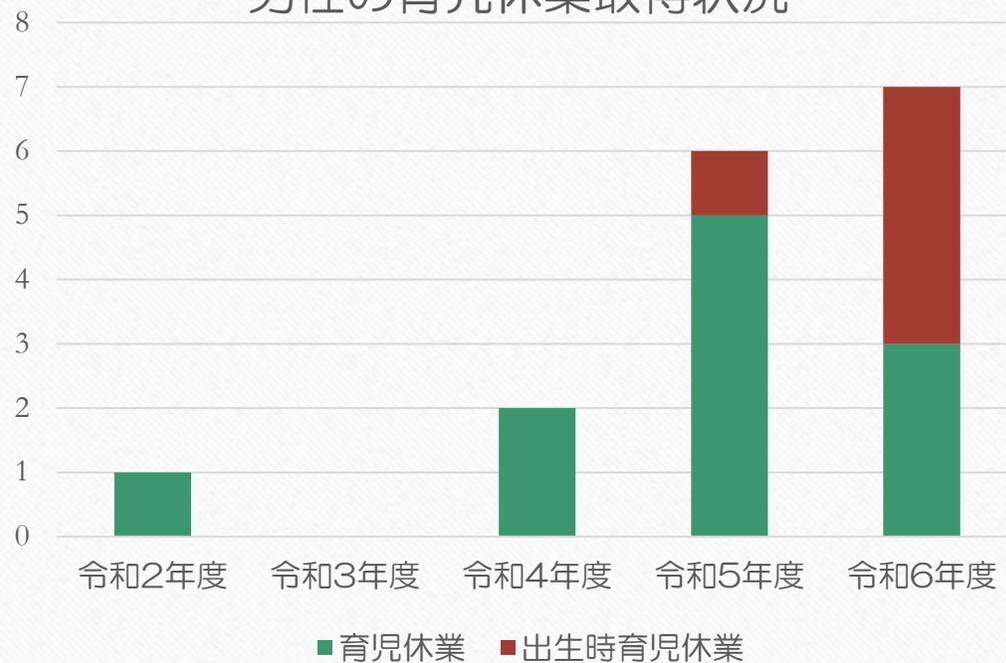


男性の育児休業

職種別育児休業取得状況



男性の育児休業取得状況



平均：66日間取得

任期の定めのある教員

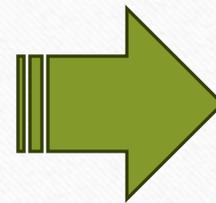
国立大学法人北海道大学における教員の任期に関する規程

(**出産**に係る任期の特例)

3年以上の任期を定めて採用された教員

(1) 採用された日又は再任により任期が更新された日から**任期満了の日の6月前**までの間に**出産**した場合

(2) 任期満了の日以前**6月以内**に**出産**し、かつ、再任により任期が**更新**された場合



申出により、**2年を超えない範囲内**において**任期を更新**できる

※任期につき1回に限る

出産・育児等に係る休暇制度

以下の規則等の別表にて、確認できます。

- 労働時間、休憩、休日及び休暇規程
- 特任教員就業規則
- 契約職員就業規則
- 短時間勤務職員就業規則

特別休暇制度

※休暇の取得には証拠書類の提出が必要です。

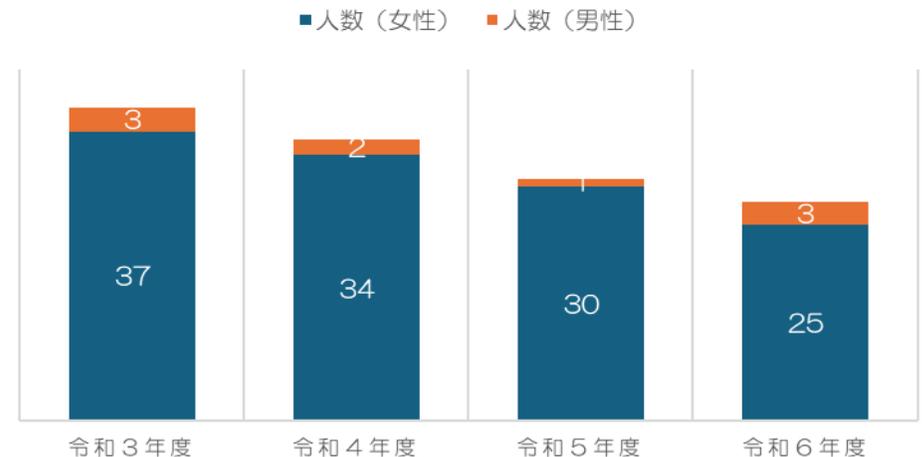
休暇名	内容	取得期間等
産前休暇	分娩予定日から起算して6週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女性職員が出産(妊娠満12週以後の分娩をいう)した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
保育休暇	生後1年に達しない子の授乳・託児所への送迎等	1日2回・30分以内
出産養育休暇	妻の出産に伴う、入退院の付き添いや他に養育する子の世話	7日の範囲内
子の看護休暇	小学校第6学年を修了する年の3月31日までの子の負傷、疾病などの看護	一の年において5日の範囲内
保健指導休暇	母子保護法に基づく保健指導又は健康診査	必要と認められる期間
母体保護休暇	医師の指導に基づく妊娠中及び出産後の母体保護	必要と認められる期間
不妊治療休暇	不妊治療に基づく通院等	一の年において5日の範囲内

すくすく育児支援プラン(医員(育児支援))

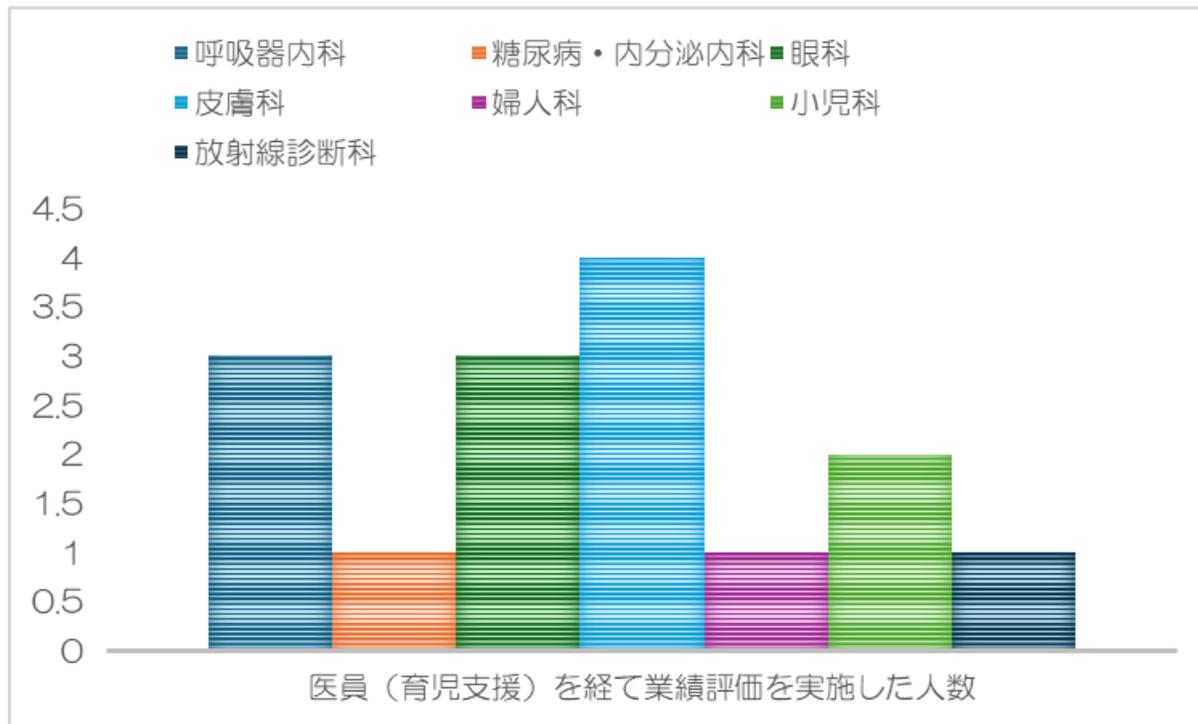
目的 女性医師等を対象とした育児支援の一環として、多様なライフスタイルに応えるため、多くの女性医師等が円滑に職場復帰できる環境を整え、併せて外来等担当医師の負担軽減を図ろうとするもの

- ・ 小学校に上がる前までの子を養育する場合が対象
- ・ 週24時間までの勤務時間
- ・ 各人の事情に応じた柔軟な勤務時間の設定

医員（育児支援）採用数の推移



5年を超えて更新 するための業績評価



●平成30年度以降、医員の5年間の在職期間中にすすく育児支援プランを活用し、キャリアを継続した人数は 15名

●5年目の業績評価時期に医員（育児支援）であった人数は 6名

（うち、6年目を医員（4日制）として更新した人数は 5名）

子育てをしながら
キャリア継続が可能